

令6福情答申第5号

令和6年10月22日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(市長室広聴課)

福岡市情報公開審査会
会長 作間 功
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和4年6月22日付け広聴第44号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市本庁舎の100万円以上の芸術品(市長室秘書課の重要物品一覧表に係る美術・工芸品)において、福岡市会計規則第102条第1項第3号に基づき物品処理書により見積価格を付して受け入れた寄附又は贈与を受けた物品の書類」に係る公文書一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市本庁舎の100万円以上の芸術品（市長室秘書課の重要物品一覧表に係る美術・工芸品）において、福岡市会計規則第102条第1項第3号に基づき物品処理書により見積価格を付して受け入れた寄附又は贈与を受けた物品の書類」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和4年4月27日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和4年4月18日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和4年4月27日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により公文書一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年5月25日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

- (1) 審査請求書における主張

本件公文書一部開決定処分は次のとおり違法不当である。

福岡市会計規則第102条の書類(3)寄附又は贈与を受けた物品の物品処理書により見積額を付して受け入れた書類は廃棄済との事ですが、芸術品で100万円以上でも廃棄してもいいのかわかる文書または保存期間を示されたい。

政治資金収支報告書では5万円以上の寄附は氏名、住所を公表しないとけない。10,000,000円の絵は大金である。当然、法人名は公表すべきである。

(2) 口頭意見陳述における主張

美術品が現存する以上は受入れに関する文書も保存すべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 本件対象文書について

当該行政処分は、福岡市公文書の管理に関する規則第9条第2項に定める保存期間(5年)満了により平成28年度以前の請求対象文書が不存在であったことと、公開文書の一部が情報公開条例第7条第1号(以下「第1号」という。)又は第2号(以下「第2号」という。)のAに該当すると判断したことにより、公文書一部公開決定としたものであり、適法かつ正当な処分である。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件審査請求における審査請求人及び実施機関の主張から判断すると、審査請求人が公開を求める文書は、福岡市本庁舎の100万円以上の芸術品(市長室秘書課の重要物品一覧表に係る美術・工芸品)において、福岡市会計規則第102条第1項第3号に基づき物品処理書により見積価格を付して受け入れた寄附又は贈与を受けた物品の書類として、市長室秘書課が作成した「令和3年3月31日現在の重要物品一覧表(美術・工芸品)」(以下「本件重要物品一覧表」という。)に列挙された各備品の関係文書の公開を求めていると解される。

これに対し、実施機関は、本件重要物品一覧表のうち、福岡市公文書の管理に

関する規則第9条第2項に定める保存期間（5年）が満了した平成28年度以前の備品に係る文書については廃棄済みのため不存在であるとし、また、保有する備品1件の物品処理書（受入）及び寄附者宛通知文書を本件対象文書として特定し、寄附者宛通知文書の寄附者名を被覆したうえで一部公開決定したことが認められる。

2 本件対象文書の特定について

福岡市会計規則第102条第1項において、「次の各号に該当する物品は、物品処理書により見積価格を付して受入れしなければならない。」とし、第3号に「寄附又は贈与を受けた物品」が規定されている。また、福岡市会計規則第128条において、「会計管理者は、重要物品の出納記録により、年度末現在における重要物品現在高一覧表を作成」しなければならないと規定されている。

実施機関に確認したところ、福岡市会計規則第128条に基づいて本件重要物品一覧表を作成しており、各備品に係る文書の保存期間は5年であるとのことであった。

そこで検討するに、本件重要物品一覧表に記載された本件対象文書に係る備品以外の各備品の取得日はいずれも平成28年度以前であり、本件決定の時点で保存期間が満了しているから、これらの備品に関する文書を保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、またそのような文書を所持していることをうかがわせるような事情も認められない。

3 非公開情報該当性について

次に、実施機関は本件対象文書の公開に係る決定において、寄附者名は第1号又は第2号アに該当すると判断したと主張しているが、寄附者が個人であるか又は法人であるかという属性が、公にされることによって特段支障が生ずるおそれがあるとまでは認められず、当審査会において、対象文書を見分したところ、非公開部分には特定の個人名が記載されていることが認められた。

そのため、当審査会としては、以下、第1号該当性について検討することとする。

(1) 第1号について

第1号の規定は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情

報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

第1号ただし書アの規定は、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開するものである。

第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。なお、公務員等の範囲については、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方三公社の役員及び職員が限定列挙されている。

(2) 寄附者名の第1号該当性について

本件寄附者名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報とは認められず、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であることから、第1号本文に該当することが認められる。

次に、当審査会において実施機関に確認したところ、本件寄附者名が公表された事実は認められず、その他第1号ただし書アに該当する事情も認められないことから、本件寄附者名は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、第1号ただし書アに該当しないものと認められる。

また、第1号ただし書イ及びウのいずれにも該当する事情は認められない。

よって、本件寄附者名は、非公開とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年6月22日	実施機関からの諮問
令和4年8月1日	実施機関の弁明意見書を収受
令和6年5月27日（第2部会）	審議
令和6年6月17日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和6年7月31日（第2部会）	審査請求人の口頭意見陳述・審議
令和6年8月19日（第2部会）	審議
令和6年9月25日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子